

令和5年度 フランスにおける 兵庫県産農林水産物等輸出プロモーション事業のご案内 【参加募集要領】

ひょうごの^{うま}美味し^{FOOD}風土拡大協議会

当協議会では、「美食の国」と呼ばれ、食のトレンドを求めて、世界中から多くのシェフやバイヤーが訪れるフランスにおいて、本県の安全で高品質な農林水産物・加工食品のプロモーション事業を実施することにより、フランス市場への販路開拓・拡大に向けた取組を支援しています。

本事業は、フランス現地において日本食材に関する豊富な知識とシェフやバイヤー等への人脈を有するエキスパートに事業運営を委託して実施します。そして、各事業の実施で得た現地での参加商品に対する評価を各事業者にフィードバックし、また、フランスへの輸出に取り組みたい事業者へのフォローアップを行うことで、今後の販路開拓・拡大を目指します。フランスへの輸出に意欲のある方はぜひご応募ください。

近年、世界中で市場が拡大しつつある有機食品（オーガニック食品）をお取扱の事業者様、ご参加大歓迎です。事務局までお気軽にお問合せください♪

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症拡大等による現地情勢の変化に伴い、事業内容を一部変更・中止する可能性があります。

事業概要及びスケジュール

● 枠囲み：事業者様 要対応

- 6月30日(金) 現地プロモーション 参加申込み締切
【提出物】1：参加申込書 (様式1)
2：企業・商品情報シート (様式2)
3：PR用商品写真データ

- 7月10日頃 現地プロモーション 参加企業ならびに商品選定
※必要に応じ本事業委託先とのウェブ面談等により、現地ニーズと合致しておりプロモーション効果の期待できる商品を選定

- 7月中旬～8月下旬 事業者様と輸送会社とのフランス語ラベル作成のためのメールやり取り等
- 8月下旬～9月上旬 事業者様によるフランス語ラベル添付・梱包・発送作業

- 9月上旬 国内集荷施設（関東）に参加商品到着（**必着**）
※詳細は追ってご連絡します。9月中旬頃のフライトで輸出予定です。

【現地プロモーション予定表】

- 10月中旬～（約2ヶ月間） シェフ・バイヤー等への営業代行
※適宜、オンライン商談も開催
- 10月中旬～（約2ヶ月間） 日本食材店でのテスト販売
※試食・試飲も実施予定
- 令和6年1月～
 - ・実施結果等レポート通知（参加事業者へのフィードバック）
 - ・営業先からの受注、フランスへの輸出希望事業者へのフォローアップ

【Ⅱ フランスにおける現地プロモーション】

参加申込締切 6 / 3 0 (金)

10 月から以下の県産農林水産物等プロモーションをフランス現地にて実施します。参加希望の事業者は、P. 3 からの **2 参加条件** や、**3 参加事業者の費用負担** など、本要領に十分お目通しいたき、別添の参加申込書にて、ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局（兵庫県流通戦略課）までお申込み下さい。

1 現地プロモーション内容

(1) 現地シェフやバイヤー等を対象とした営業代行

フランスでの販路開拓を目指す事業者様の商品について、シェフやバイヤー等へ営業代行を行い、販路開拓・拡大につなげます。

ア 期 間：令和5年10月中旬から2か月程度

イ 営 業 先：飲食店、小売店、食品卸等

ウ 対象品目：12品目程度〔常温商品〕



営業代行イメージ

※ 営業先からの見積り・サンプル依頼等は随時参加事業者様に連絡し、必要に応じオンライン商談を行います。商品の印象等の聞き取り内容は後日フィードバックします。

(2) 一般消費者等を対象とした日本食材取扱店でのテスト販売事業

パリ中心部にある日本食材取扱店において、県産品販売コーナー（店舗の販売棚を兵庫県産品のテスト販売用に一部借上げ）を設置、一般消費者へのテスト販売を実施し、現地の消費者の反応を得ることで、今後の海外向け商品の改良点の発掘や現地における販路開拓につなげます。



テスト販売実施店舗 TAKUMI FLAVOURS

ア 期 間：令和5年10月中旬から2か月程度

イ 実施予定場所：TAKUMI FLAVOURS（101 bis Quai Jacques-Chirac 75015 Paris）

ウ 対象品目：12品目程度〔常温商品〕

※ テスト販売で売れた商品分は日本国内卸値価格（税込み）にて買取とさせていただきます。

※ 同店舗は、パリにおける日本文化の要「パリ日本文化会館」の1階にあり、フランスにおける兵庫県の味と文化の発信拠点とします。

(3) その他、フランスにおいて、上記以外のプロモーションも適宜実施する予定です。

2 参加条件

(1) 現地プロモーションで使用する商品が無償でご提供いただくこと

【無償提供商品数量】

品目 (例)	数量 (単位)				合計 (目安)
	営業代行 (少量サンプル可)	試食・試飲用 (少量サンプル可)	テスト販売 (現品)*	その他 ^ア (現品)	
米 (500g/袋)	15	-	30	10	55 袋
麺類 (300g/袋)	15	-	30	10	55 袋
味噌 (400g/個)	15	5	30	10	60 個
調味料 (300ml/本)	15	5	30	10	60 本
黒大豆加工品 (200g/個)	15	5	30	10	60 個
海苔 (50g/袋)	15	5	30	10	60 袋
茶 (50g/袋)	15	5	30	10	60 袋
日本酒 (720ml/本)	15(小瓶)	5	20	10	30+20 本

※ 試食・試飲用のサンプル 5 個を含む。商品によってサンプル数を個別に調整させていただく場合がございます。また、調理が必要な食材は、試食提供を行う事ができませんので予めご了承くださいませ。

(2) 参加商品は以下ア～カの条件をすべて満たすこと

ア 兵庫県認証食品認証取得事業者の商品または兵庫県内で生産された農畜水産物またはそれを使用する加工食品であること。

イ 日本国内で生産されたもので、添加物、化学調味料、着色料を極力使用していないこと。

ウ 製造日から賞味期限までが原則として 180 日以上であり、10 月からのプロモーション以降も十分な残余期間を有していること。

エ E U・フランスの規制等をクリアしているもの。

(残留農薬規制、使用可能添加物、使用可能包材、栄養表示等 P 7「輸入制度について」を参照)

オ 裁判等で係争中の商品又は表示は使用しないこと。

カ 特許権・意匠権・商標権等を侵害する恐れがあると判断されないもの。

キ (現地ディストリビューターが決定している場合) 本事業に参加することについて、当該ディストリビューターより了承を得ていること。

※ 7 輸入制度について も合わせてご確認ください。

(3) 事業参加者は 以下ア～クの条件をすべて満たすこと。

ア 兵庫県内に事業所のある食品または食品関連産業の生産者・製造者、並びにこれらの生産者・製造者を会員とする団体等であること。

イ ひょうご農畜水産物・加工食品輸出促進ネットワークに登録を行っていること。

(事業参加申込みと同時登録で可)

ウ 商品の輸出に意欲的であること。

エ 参加商品の輸出入手続きに係る必要な商品情報の提供及び参加商品紹介等のための各種資料作成(画像や文字情報の提供)に遅滞なくご対応いただけること。

- オ 事業実施後も当協議会が成果把握等のために実施する各種アンケートやヒアリング等にご協力いただけること。
- カ プロモーション募集期間中に、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと
- キ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと
- ク 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと

3 参加事業者の費用負担

参加商品数	1 商品	2 商品	3 商品	4 商品	5 商品
費用負担	3 万円	5 万円	7 万円	9 万円	1 1 万円

- ※ 参加商品数については、全体数の調整により制限させていただくことがあります。
- ※ 自らの輸出ルートを利用し、商品を事務局指定の期日・場所（パリ）に確実に配送できるものは、参加料を一律 1 万円とします。

(1) 参加料に含まれるもの

- ア 日本国内指定倉庫からパリへの参加商品の輸送に係る経費
(通関関係費・現地対応の一括表示ラベルデータ作成費を含む)
- イ プロモーション料
営業代行料、オンライン商談実施料（通訳含む）、テスト販売展示スペース借上費、販促 POP 作成費、アンケート作成・実施、参加事業者向けフィードバック資料作成など

(2) 参加料に含まれないもの（別途ご負担いただくもの）

- ア プロモーション用の商品（現物）
- イ 日本国内指定倉庫への上記アの商品輸送費
- ウ 輸出にかかる各種証明書取得費用（衛生証明書、放射性物質検査証明、産地証明、有機証明（詳細は下記 7 (9)）等）
- エ 現地対応の一括表示ラベル貼付に係る費用
(運営委託事業者が作成しお送りするラベル用データの印刷及び参加商品への貼付)
- オ プロモーション終了時に営業先より発注依頼があった場合の、上記ウ及びエにかかる費用
- カ その他、上記以外の経費

- ※ 輸出にかかる各種証明書が必要かどうかは原材料などの産地等によって決まります。
各事業者で [7 輸入制度について](#) に記載しているリンク先にて最新の情報をご確認ください。
さらにご不明な場合は、当事務局までご相談ください。

4 参加商品選定方法

参加申込数にかかわらず、品目数を調整させていただくことや、参加のご希望に添えないことがございますので、あらかじめご了承ください。

商品選定は、運営委託事業者が、事務局と協議のうえ、上記の参加条件を満たしているもののうち、現地シェフ・バイヤー等のアドバイス等も参考に、販売可能性が高いものを選定します。

選考結果については、速やかに当協議会から事業参加申込者様へご連絡させていただきます。

5 事業実施結果の報告及びアンケートの実施

今後の輸出に向けての具体的なプラン作成や商品開発につなげていただくため、事業実施後、営業先やテスト販売店舗の反応等のプロモーション結果について、フィードバックを実施します。併せて、今後、フランスへの輸出を希望する事業者にはフォローアップを行います。

また、当協議会より本プロモーションの効果等について、事業完了後にアンケート（電話等でのヒアリングを含む）を実施します。〔上記 **2 参加条件** (3)のオ〕

6 参加申込書提出期限

参加を希望される事業者様は、下記提出書類を期限必着でご提出ください。

● 提出期限：令和5年6月30日（金）

提出方法	メール
提出内容	①参加申込書（様式1） ②企業・商品情報シート（様式2） ※今回現地に輸送する商品を記載 ③PR用商品写真データ （商品写真（外観）、商品写真（中身）、企業名ロゴ、調理例・料理アレンジの写真、企業・生産者の写真、その他のイメージ写真など）
提出先	Mayu_Deguchi@pref.hyogo.lg.jp ※メールタイトルに「フランスプロモーション申込（貴社・貴団体名）」と記載してください。

※ 提出いただいた情報は、本事業の参加商品審査、事業実施事務以外には使用しません。

※ 商品選定によりプロモーションに参加いただけない場合でも、提出書類の返却は行いませんのでご了承ください。

7 輸入制度について

現地における輸入規制及び原発事故に伴う食品に対する規制がございますので、お申し込みの前に必ずご確認をお願い致します。

- (1) 肉性原材料（例：肉エキス）を含む食品で、日本で生産・加工されたものはEUへ輸出できません。
（EU・HACCAP 認定工場処理された和牛を除く）
- (2) その他の動物性原材料（例：魚介エキス、卵、乳製品）を含む食品についても、原則、原材料がEU・HACCAP 認定工場にて製造されている旨の公的証明書が必要です。
- (3) 原材料に日本製の蜂蜜が含まれる場合はEUへ輸出できません。※日本以外の蜂蜜は、原産国により輸入可否が異なります。
- (4) 2016年12月から、食品への栄養表示が義務化され、日本の栄養表示項目に加えて、飽和脂肪酸、糖類の記載が必要となりました。
- (5) 食品接触面にビスフェノールAを使用した容器・包装の使用はフランスでは禁止されています。
- (6) 添加物・香料を試用している場合、EUで使用可能かEUのポジティブリストを確認する必要があります（日本で一般的な添加物・香料でもEUで認められていないものがあります）。

- (7) 魚介類は EU・HACCP 認定工場加工され衛生証明書を添付する必要があります。また、天然魚介類は、衛生証明書のみでなく漁獲証明書・加工証明書も必要です。二枚貝等は EU が認定した指定海域で採取され、冷凍または加工処理されている必要が有ります。
- (8) EU ではすべての遺伝子組み換え食品に表示・トレーサビリティが義務付けられています（最終製品中に遺伝子組み換え DNA・タンパク質が検出されない場合も含む）。意図せざる混入として表示・トレーサビリティが免除されるのは、EU が認可した組み換え体について 0.9%未満、未認可の組み換え体について 0.5%未満までで、その場合も「偶発的混入」であることを示すために生産証明書が必要です。
- (9) フランスで有機商品として販売するためには、まず輸入側の有機認証機関で商品の BIO 登録をし、輸送前にオンライン Traces システムで BIO としての輸送申請が必要となります。Traces システムで申請をした商品のみ、有機商品として販売する事ができます。また日本側（参加事業者様）では、現地プロモーターが作成する EU 規定に沿った BIO ラベルを認証機関へご提出いただき、ラベルの認証をしていただく必要があります。

輸出手続きに必要な書類として、日本で有機 JAS を取得された認証機関が発行する、初年度と最新版の合計 2 部の英語版の有機認定書をご用意ください。英語版証明書の発行(料金、日数)につきましては各認証機関へご確認ください。フランス側の BIO 商品登録及び輸入手続きとして 1 商品 45000 円、2 商品目以降からは 1 商品 15000 円です。商品登録依頼後に、商品の追加登録をご希望の場合は新たに 45000 円が発生しますのでご留意願います。

※有機商品の参加を検討される場合は、申込前に一度ご相談ください。

- (10) 一部の県は柿(乾燥品)、一部水産物、野生のきのこ(栽培されたきのこ類は対象外)・一部の山菜類及びこれらを使用した加工品について政府作成の放射性物質検査証明書が要求されます。また、その他の県はこれら食品について産地証明書が要求されます。生産地・加工地が不明な場合は、上記の品目を 50% 以上使用した加工品について政府作成の放射性物質検査証明書が要求されます。また、サンプル検査が行われます。最新情報については、以下のウェブサイトを参照下さい。

(11) 内容	URL
日本からの輸出に関する制度	https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/country
EU 等向け輸出証明書等の概要	http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/eu_shoumei.html
輸出入条件詳細情報 ※EU へ輸出可能な青果物が確認できます	http://www.maff.go.jp/pps/j/search/detail.html
水産物の EU 向け輸出について	http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/export/export_EU.html
動物性原材料を含む食品の EU 向け輸出に関する規制について	https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/EU.html

フランスへの日本酒輸出ガイドブック	https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07001684/report_sake.pdf
EU における加工食品の輸入制度	https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07001569/processed-food_EU.pdf
EU における食品添加物規制	EU の食品添加物データベース：農林水産省 (maff.go.jp)
EU における食品香料・食品酵素に対する規制動向	https://www.jetro.go.jp/world/reports/2017/02/a121d90608bd04ff.html
有機農産物等の輸出に係る証明書を発行できる登録認証機関一覧 (2023. 2)	yuuki-306.pdf (maff.go.jp)
東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制強化への対応	https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/eu_shoumei.html
貿易投資相談 Q&A	https://www.jetro.go.jp/qatop/foods/qa/

※上記リンク先は農林水産省、JETRO の HP となります。

【アレルギー表示義務品目】

グルテンを含む穀物（小麦・大麦・ライ麦・オート麦、蒸留酒生産に使用される場合は除く）、甲殻類、卵、魚、落花生、大豆、牛乳（乳糖含む）、ナッツ類（アーモンド、ヘーゼルナッツ、くるみ、カシューナッツ、ペカン、ブラジルナッツ、ピスタチオ、マカデミアナッツ）、セロリ、マスタード、ゴマ、亜硫酸塩（濃度が 10mg/kg あるいは 10mg/ℓ 以上の場合）、ルピナス、軟体動物

8 免責事項

- (1) 本事業は事業参加者様に参加商品を無償提供いただき、フランスにおいてシェフや、バイヤー等への営業活動、一般消費者へのテスト販売を実施させていただくものです。ご提供いただいた参加商品は営業用サンプル及びテスト販売商品として使用させていただきますので、本事業終了後の参加商品の返品はいたしません。また、現地に参加商品が届いた時点で参加商品の一部滅失、破損、欠損が生じていた場合や、通関を通らない等によって参加商品が現地に届かずプロモーションができなくなった場合でも、当協議会は一切の責任を負いかねます。
- (2) 参加商品選考後であっても、事業参加者様が本応募要領記載の参加条件を満たしていないことが判明した場合、または本事業の趣旨にそぐわないと当協議会が判断した場合は、参加をお断りする場合がございます。
- (3) 本事業にて、万が一事業参加者様が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、当協議会の故意または重過失によるものを除き、当協議会はその責任を負わないものとします。
- (4) 本事業にて、事業参加者様自らが製造、加工又は原材料、賞味期限の一定の表示に関して、万一商品の瑕疵により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、過失の有無、第三者の翻訳の差異にかかわらず、これによって生じた損害については、当協議会はその責任を負わないものとします。

- (5) 本事業実施期間内及びその前後を通じて発生した事故、盗難、損傷等のいかなる損害についても、当協議会の故意または重過失による場合を除き、当協議会はその責任を負わないものとします。
- (6) 社会紛争、天災、行政または司法による判断、テロリズム、現地政治情勢の変動その他不可抗力により、本事業の全部または一部の実施が不能または困難となった場合には、事業参加者様が被る損害について当協議会はその責任を負わないものとします。
- (7) 当協議会が損害賠償義務を負う場合には、参加料を損害賠償額の上限とします。

9 問い合わせ先・申込先

ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局（兵庫県農林水産部流通戦略課内）

担当：出口

TEL： 078-362-9213

FAX： 078-362-4276

E-mail： Mayu_Deguchi@pref.hyogo.lg.jp